随意契約理由書

件 名	各所気象観測装置点検整備
契約の相手方	日本測器株式会社 神戸営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当

本業務は、水源管理(ダム管理)のために設置した気象観測装置の点検整備を行うものである。 本業務対象の設備・機器は、ANEOS㈱(旧㈱日本エレカトリックインスルメント)が製作を行ったものであり、神戸 市内の販売・保守点検・メンテナンスサービスについては、唯一の代理店として上記業者にさせるこ

ととしている。

本業務は、機器の内部点検、調整を行うため、製作者しか知り得ない機器内部の専門的技術を要し、 機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外の業者では実施は不可能である。

以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外にないため、上記業者との随意契約 を行うものである。

担当部署	
(問合せ先)	

水道局浄水統括事務所 電算 (電話番号 361-8351)